

議案第107号

葛飾区地区計画及び防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する
 条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年9月13日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

建築物の制限をする区域に東京都市計画立石駅南口西地区地区計画の区域を追加する必要があるため、本案を提出いたします。

葛飾区地区計画及び防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する
 条例の一部を改正する条例

葛飾区地区計画及び防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
 (平成6年葛飾区条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

東京都市計画立石駅南	250平方メートル。ただし、巡回査派出所、公共歩	計画図に表示する壁面の位置を定める敷地の	125メートル。ただし、建築基準法施行令第2条第1項第6号
------------	--------------------------	----------------------	-------------------------------

別表第2に次のように加える。

東京都市計画立石駅南	1 風俗営業等の規制及び業務の適正化に	250平方メートル。ただし、巡回査派出所、公共歩	計画図に表示する壁面の位置を定める敷地の	125メートル。ただし、建築基準法施行令第2条第1項第6号
------------	---------------------	--------------------------	----------------------	-------------------------------

<p>口 西 地 区 地 区 計 画</p>	<p>・ 住 宅 複 合 A 地 区</p>	<p>する 法律 第2 条第 5項 に規 定す る性 風俗 関連 特殊 営業 の用 途に 供す る建 築物</p> <p>2 1 階部 分に ある 居室 を住 宅、 共同 住宅、 寄宿</p>			<p>廊、バ ス停留 所の上 屋その 他これ らに類 する公 益上必 要な建 築物の 敷地に ついて て、区 長が必 要と認 めた場 合は、 この限 りでは ない。</p>	<p>建築物 について、建 築物の 外壁若 しくは これに 代わる 柱の面 又は建 築物に 附属す る門若 しくは 塀で高 さ2メ ートル を超え るもの は、計</p>	<p>に定め る高さ とす る。 若しくは これに 代わる 柱の面 又は建 築物に 附属す る門若 しくは 塀で高 さ2メ ートル を超え るもの は、計</p>	<p>150平 方メー トル。 ただし、 巡査派 出所、 公衆便</p>	<p>15メー トル。 ただし、 建築基 準法施 行令第 2条第 1</p>		
--	--	--	--	--	--	---	---	--	--	--	--

は、
この
限り
でない。

ない
と認
めた
もの
2 上
屋、
ひさ
し、
ひさ
しを
支え
る
柱、
ひさ
しに
附属
する
手す
りそ
の他
これ
らに
類す
るも
ので
あつ
て、
区長

が歩行者の快適性及び安全性を確保するために必要と認められたもの
3 パーゴラその他これらに類するものであって、区長が区

域の環境向上に貢献する施設であると認められたもの
4 広告物、看板、サインその他これらに類するものであって、区長が交

						通の 妨げ とな らな いと 認め たも の				
--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--

付 則

この条例は、公布の日から施行する。